第1部　ごみ処理基本計画

第１章　計画策定の趣旨

1　計画策定の目的

本市は、ごみ処理量が右肩上がりに増加する中、渡り鳥の重要な飛来地である藤前干潟の埋立計画を断念し、平成 11 年 2 月に「ごみ非常事態宣言」を発表、市民・事業者との協働による徹底した分別･リサイクルの取り組みにより、大幅なごみ減量を達成しました。

その後も、ごみ処理量は大きなリバウンドもなく緩やかに減少し、「ごみ非常事態」を脱し、名古屋に分別文化が根付いたと言われるまでになりました。こうした状況を背景に、分別・リサイクル中心のごみ減量施策から歩みを進め、「ごみも資源も元から減らす」発生抑制の取り組みを中心とした「第 4 次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「4 次計画」という。）を、平成 20 年 5 月に策定しました。

4 次計画では、「非常事態の克服」という第 1 ステップから、「循環型社会」をめざす第 2 ステップに向けて、天然資源の使用と環境負荷の双方の低減をめざし、「ごみも資源も、減らす、生かす」を基本方針として取り組みを進め、4 次計画策定時（平成 18 年度）に比べ、総排出量は約 16 万トン減、ごみ処理量は約 9 万トン減という成果をあげることができました。

一方、平成 23 年度に実施した容器包装以外のプラスチック製品の分別区分変更以降、分別文化の象徴であったプラスチック製・紙製容器包装の資源分別率が低下し、ごみ処理量は平成 22 年度以降横ばいの状況となるなど、さらなる取り組みの推進が必要となっています。

環境省の指針では、「一般廃棄物処理基本計画は、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。4 次計画は平成 20 年度の策定から 7 年が経過しています。

この間、本市においては、多様化・複雑化する市政の課題に的確に対応するため、長期的展望に立ったまちづくりを明確化する「名古屋市総合計画 2018」を策定し、国においては「循環型社会形成推進基本計画」の見直しや「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の制定が行われました。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」については、平成 25 年 9 月から見直しに向け、環境省と経済産業省の合同会議が行われているところです。

以上のように、明らかになってきた課題や新たな動きに適切に対応し、市民・事業者・行政の協働による 3R の取り組みの輪を広げていくとともに、環境負荷の低減と安定的・効率的な処理体制の確保をめざし、計画的な施設整備を進めていくため、4 次計画を改定し、「第 5 次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「5 次計画」という。）を策定しました。

2　計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名古屋市総合計画2018」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とし、これら計画との整合性を図りながら総合的、一体的推進をめざします。

なお、非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとします。

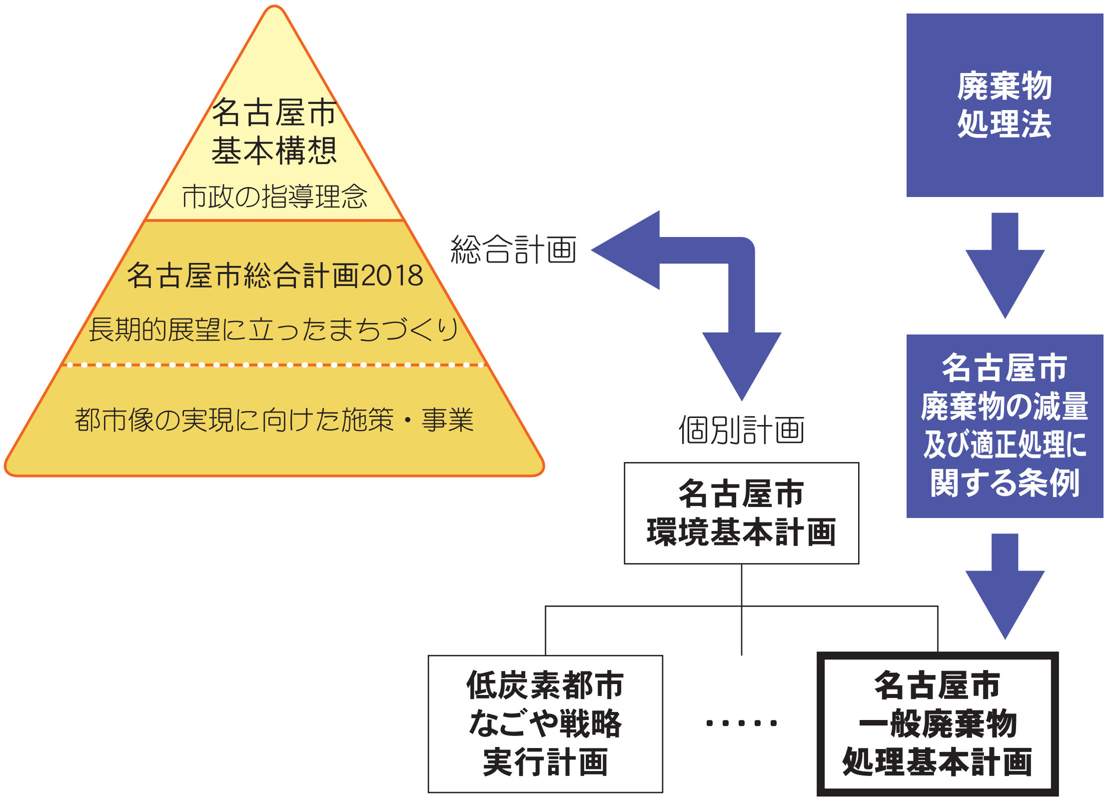

［図1-1　名古屋市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ］

＜参 考＞

環境基本法

環境基本計画

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

○基本原則　○国、地方公共団体、事業者、国民の責務　○国の施策

循環型社会形成推進基本計画（国の他の計画の基本）

〔一般的な仕組みの確立〕

廃棄物の適正処理

廃棄物処理法

①廃棄物の発生抑制
②廃棄物の適正処理
③廃棄物処理施設の設置規制
④廃棄物処理業者に対する規制
⑤廃棄物処理基準の設定　等

3Rの推進

資 源 有効利用 促進法

①再生資源のリサイクル
②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示
④副産物の有効利用の促進

〔個別物品の特性に応じた規制〕

容器包装リサイクル法	家 電リサイクル法	食 品リサイクル法	建 設リサイクル法	自動車リサイクル法	小型家電リサイクル法
○容器包装の市町村による分別収集 ○容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化	○廃家電を小売店等が消費者より引取 ○製造業者等による再商品化	○食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用等	○工事の受注者が ・建設物の分別解体等 ・建設廃材等の再資源化等	○関連業者が使用済自動車の引取、フロンの回収、解体、破砕 ○製造業者等がエアバッグ・シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊	○使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

グリーン購入法〔国等が率先して再生品などの調達を推進〕

（環境省及び経済産業省資料をもとに名古屋市環境局が作成）

［図1-2 循環型社会の形成を推進するための法体系］

3　計画期間

5 次計画の計画期間は、平成 28 年度（2016）から平成 40 年度（2028）までとします。

なお、社会経済の状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、計画は概ね 5 年で見直します。

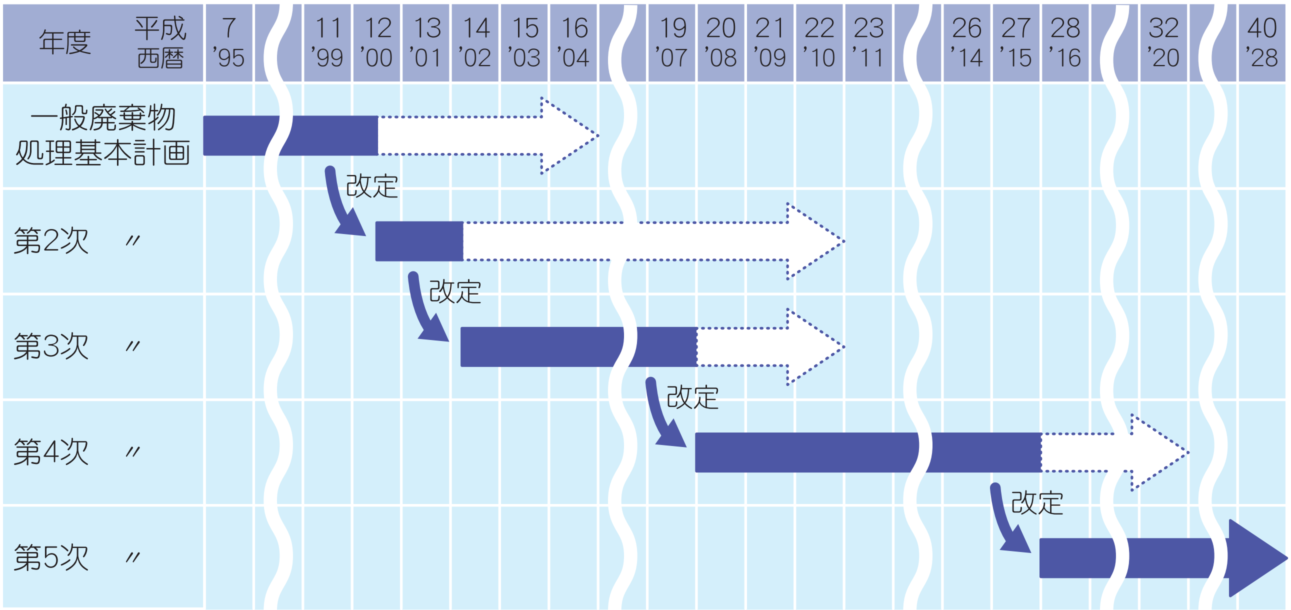

［図1-3 計画期間と目標年次］